

## ○北海道エキノコックス症対策協議会条例（平成28年3月31日条例第12号）

（設置）

第1条 北海道におけるエキノコックス症対策（エキノコックス症の予防並びにエキノコックス症の患者の発見及び治療のための対策をいう。次条第1項において同じ。）の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道エキノコックス症対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、エキノコックス症対策に関する重要事項を調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

（1）学識経験を有する者

（2）関係行政機関の職員

（3）前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門部会）

第7条 協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。